

被害の程度が「全壊」と証明された方用

被災した住居を...

① 【修理して住む】

住宅応急修理制度の利用が可能
(最大**59.5**万円支援)

※民間賃貸借上住宅制度は利用できません

当面の住居

公 営 住 宅
震災応急仮設住宅
賃料無償、原則3ヶ月

被災した住居の二階
親類等の住居
避難所等

民間
アパート

将来の住居

修理した住居

② 【修理しない】

※住宅応急修理制度は
利用できません

当面の住居

公 営 住 宅
震災応急仮設住宅
賃料無償、原則3ヶ月

被災した住居の二階
親類等の住居
避難所等

その他住居
(借上げ住宅制度を利用
しない民間アパート等)

民間賃貸借上住宅制度

※原則1年間
※4人までの世帯：上限6万円
5人以上の世帯：上限9万円

将来の住居

新たに住宅を
建設・購入

民間アパートを
賃貸

公営住宅を
賃貸

被災者 生活再建 支援金

【申請期限】

- ・基礎支援金
令和2年11月11日
- ・加算支援金
令和4年11月11日

200万円を支給
(単身世帯は150万円)

基礎支援金
100万円

加算支援金(※)
100万円

※加算支援金は住宅応急修理制度とは別に、自ら契約して修理している場合に該当します。

【加算支援金について】

- 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(補修)する場合は、
 - ・賃借時に50万円(単身世帯には37.5万円)
 - ・建設・購入(補修)時に差額の150(50)万円(単身世帯は112.5(37.5)万円を支給します。

300万円を支給
(単身世帯は225万円)

基礎支援金
100万円

加算支援金
200万円

150万円を支給
(単身世帯は112.5万円)

基礎支援金
100万円

加算支援金
50万円

100万円を支給
(単身世帯は
75万円)

基礎支援金
100万円

【お問い合わせ】

各市町村の窓口へ
ご相談ください

被害の程度が「大規模半壊」と証明された方用

被災した住居を……

① 【修理して住む】

住宅応急修理制度の利用が可能
(最大**59.5万円**支援)

※民間賃貸借上住宅制度は利用できません

当面の住居

公 営 住 宅
震災応急仮設住宅
賃料無償、原則3ヶ月

被災した住居の二階
親類等の住居
避難所等

民間
アパート

将来の住居

修理した住居

② 【修理しない】

※住宅応急修理制度は
利用できません

当面の住居

公 営 住 宅
震災応急仮設住宅
賃料無償、原則3ヶ月

被災した住居の二階
親類等の住居
避難所等

その他住居
(借上げ住宅制度を利用
しない民間アパート等)

(修理しても住めない程度に被災した場合)
民間賃貸借上住宅制度

※原則1年間
※4人までの世帯：上限6万円
5人以上の世帯：上限9万円

将来の住居

新たに住宅を
建設・購入

民間アパートを
賃貸

公営住宅を
賃貸

150万円を支給
(単身世帯は112.5万円)

基礎支援金
50万円

加算支援金(※1)
100万円

※1 加算支援金は住宅応急修理制度とは別に、自ら契約して修理している場合に該当します。

250万円を支給
(単身世帯は187.5万円)

基礎支援金
50万円

加算支援金
200万円

100万円を支給
(単身世帯は75万円)

基礎支援金
50万円

加算支援金
50万円

50万円を支給
(単身世帯は37.5万円)

基礎支援金
50万円

※ やむを得ない事情で解体した場合は「全壊」と同様に取扱います。
(被害の程度が「全壊」と証明された方用のチラシをご参照ください。)

【加算支援金について】

一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(補修)する場合は、

・賃借時に50万円(単身世帯には37.5万円)

・建設・購入(補修)時に差額の150(50)万円(単身世帯は112.5(37.5)万円)を支給します。

【お問い合わせ】

各市町村の窓口へ
ご相談ください

被災者 生活再建 支援金

【申請期限】

- ・基礎支援金
令和2年11月11日
- ・加算支援金
令和4年11月11日

被害の程度が「半壊」と証明された方用

被災した住居を……

① 【修理して住む】

住宅応急修理制度の利用が可能
(最大**59.5万円**支援)

※民間賃貸借上住宅制度
は利用できません

当面の住居

公 営 住 宅
震 災 応 急 仮 設 住 宅
賃 料 無 償、原 則 3 ヶ 月

被災した住居の二階
親類等の住居
避 難 所 等

民 間
ア パー ト

将来の住居

修理した住居

② 【修理しない】

※住宅応急修理制度は
利用できません

当面の住居

公 営 住 宅
震 災 応 急 仮 設 住 宅
賃 料 無 償、原 則 3 ヶ 月

被災した住居の二階
親類等の住居
避 難 所 等

その他住居
(借上げ住宅制度を利用
しない民間アパート等)

(修理しても住めない程度に被災した場合)
民間賃貸借上住宅制度

※原則1年間
※4人までの世帯：上限6万円
5人以上の世帯：上限9万円

将来の住居

新たに住宅を
建設・購入

民間アパートを
賃貸

公営住宅を
賃貸

対象外
(非該当)

対象外
(非該当)

※やむを得ない事情で解体した場合は「全壊」と同様に取扱います。
(被害の程度が「全壊」と証明された方用のチラシをご参照ください。)

【お問い合わせ】

各市町村の窓口へご相談ください

被災者
生活再建
支援金

【申請期限】

・基礎支援金
令和2年11月11日
・加算支援金
令和4年11月11日

被害の程度が「一部損壊（準半壊）」又は「一部損壊」と証明された方用

被災した住居を...

① 【修理して住む】

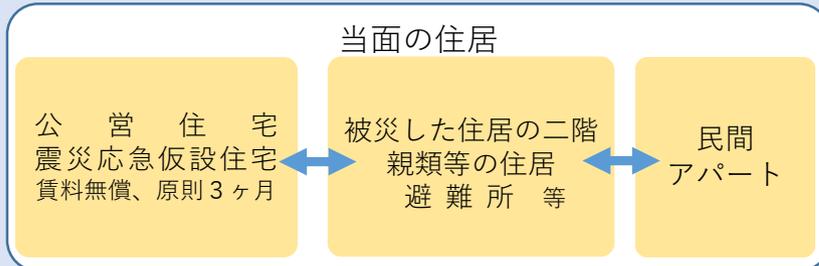
【一部損壊（準半壊）】

⇒ 住宅応急修理制度の利用が可能
(最大30万円支援)

【一部損壊】

⇒ 住宅応急修理制度は利用できません

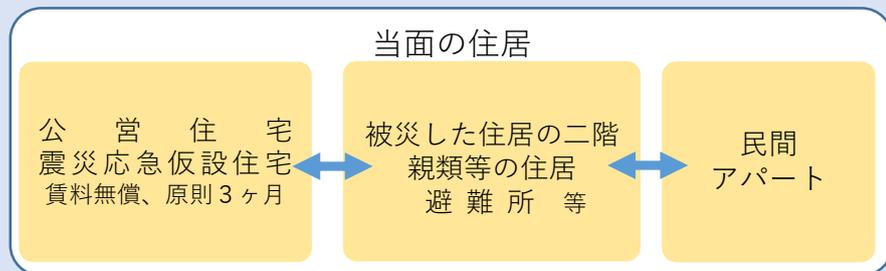
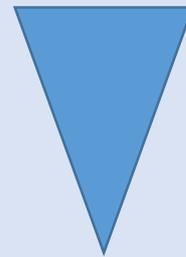
※民間賃貸借上住宅制度
は利用できません



将来の住居

修理した住居

② 【修理しない】



将来の住居

新たに住宅を
建設・購入

民間アパートを
賃貸

公営住宅を
賃貸

対象外
(非該当)

対象外
(非該当)

【お問い合わせ】

各市町村の窓口へご相談ください

被災者
生活再建
支援金

【申請期限】

- ・基礎支援金
令和2年11月11日
- ・加算支援金
令和4年11月11日